

2015 年合格目標

直 前 対 策

フシセミナー

配布資料



TAC社会保険労務士講座

065-0979-1012-17

労働基準法及び労働安全衛生法

〔選択式〕

次の文中の□の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 最高裁判所は、労働基準法第39条に定める年次有給休暇権の成立要件に係る「全労働日」（同条第1項、第2項）について、次のように判示した。

「法39条1項及び2項における前年度の全労働日に係る出勤率が8割以上であることという年次有給休暇権の成立要件は、法の制定時の状況等を踏まえ、労働者の責めに帰すべき事由による欠勤率が特に高い者をその対象から除外する趣旨で定められたものと解される。このような同条1項及び2項の規定の趣旨に照らすと、前年度の総暦日の中で、就業規則や労働協約等に定められた休日以外の不就労日のうち、労働者の責めに帰すべき事由によるとはいえないものは、不可抗力や使用者側に起因する経営、管理上の障害による休業日等のように当事者間の衡平等の観点から出勤日数に算入するのが相当でなく全労働日から除かれるべきものは別として、上記出勤率の算定に当たっては、出勤日数に算入すべきものとして全労働日に□ A □と解するのが相当である。

無効な解雇の場合のように労働者が使用者から正当な理由なく就労を拒まれたために就労することができなかった日は、労働者の責めに帰すべき事由によるとはいえない不就労日であり、このような日は使用者の責めに帰すべき事由による不就労日であっても当事者間の衡平等の観点から出勤日数に算入するのが相当でなく全労働日から除かれるべきものとはいえないから、法39条1項及び2項における出勤率の算定に当たっては、出勤日数に算入すべきものとして全労働日に□ A □というべきである。」

- 2 小売業、飲食業等において、いわゆるチェーン店の形態により相当数の店舗を展開して事業活動を行う企業における比較的小規模の店舗においては、店長等の少数の正社員と多数のアルバイト・パート等により運営されている実態がみられるが、この店舗の店長等については、十分な権限、相応の待遇等が与えられていないにもかかわらず労働基準法第41条第2号に規定する「監督若しくは

管理の地位にある者」（以下「管理監督者」という。）として取り扱われるなど不適切な事案も見られることから、平成20年9月9日付け基発第0909001号通達「多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化について」が出されており、同通達によれば、これらの店舗の店長等が管理監督者に該当するか否かについて、職務内容、責任と権限、勤務態様及び賃金等の待遇を踏まえ、総合的に判断することとなるとされており、このうち「賃金等の待遇」についての判断要素の一つとして、「実態として長時間労働を余儀なくされた結果、 において、店舗に所属するアルバイト・パート等の賃金額に満たない場合には、管理監督者性を否定する となる」ことがあげられている。

- 3 労働安全衛生法第66条の5においては、健康診断実施後の措置に関し、事業者は、健康診断の結果についての医師又は歯科医師の意見を勘案し、「その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の 又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。）への報告その他の適切な措置を講じなければならない。」と規定されている。
- 4 労働安全衛生法第80条においては、都道府県労働局長は、同法第78条第1項の規定に基づき事業者に対して安全衛生改善計画の作成の指示をした場合において、専門的な助言を必要とすると認めるときは、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、安全衛生改善計画の作成について、これらの者の意見を聴くべきことを ことができる旨規定されている。

選択肢

- | | |
|--------------------|-----------|
| ① 安全委員会若しくは衛生委員会 | ② 影響を与えない |
| ③ 影響を与えるもの | ④ 衛生委員会 |
| ⑤ 衛生委員会若しくは安全衛生委員会 | |
| ⑥ 勧奨する | ⑦ 考慮要素 |
| ⑧ 参 考 | ⑨ 産業医 |
| ⑩ 時間単価に換算した賃金額 | ⑪ 指示する |
| ⑫ 指導する | ⑬ 重要な要素 |
| ⑭ 総賃金額 | ⑮ 含まれない |
| ⑯ 含まれるもの | ⑰ 平均賃金額 |
| ⑱ 補強要素 | ⑲ 命ずる |
| ⑳ 役職手当額 | |

[H26]

〔択一式〕

〔問 1〕 労働基準法の総則等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 労働基準法第5条は、使用者が労働者に強制労働をさせることを禁止しているが、必ずしも形式的な労働契約により労働関係が成立していることを要求するものではなく、当該具体例において事実上労働関係が存在すると認められる場合であれば足りるとされている。
- B 労働基準法第6条は、業として他人の就業に介入して利益を得ることを禁止しており、その規制対象は、使用者であるか否かを問わないが、処罰対象は、業として利益を得た法人又は当該法人のために実際の介入行為を行った行為者たる従業員に限定される。
- C 労働基準法第7条は、労働者が労働時間中に、裁判員等の公の職務を執行するための必要な時間を請求した場合に、使用者に、当該労働時間に対応する賃金支払を保障しつつ、それを承認することを義務づけている。
- D 労働基準法第9条にいう「事業」とは、経営上一体をなす支店、工場等を総合した全事業を指称するものであって、場所的観念によって決定されるべきものではない。
- E 労働基準法にいう「使用者」とは、その使用する労働者に対して賃金を支払う者をいうと定義されている。

〔H26-1〕

労働者災害補償保険法

〔選択式〕

次の各文中の の部分を選択肢の中の適当な語句で埋め、完全な文章せよ。

なお、以下において「労災保険」とは、「労働者災害補償保険」のことである。

- 1 労災保険では、保険給付として、業務災害に関する保険給付及び通勤災害に関する保険給付並びに A を行うほか、労災保険の適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図るための事業の一環として、保険給付の支給事由に応じた特別支給金の支給も行っている。
- 2 業務災害に関する保険給付（ B 及び介護補償給付を除く。）は、労働基準法に定める災害補償の事由又は船員法に規定する災害補償の事由（一定のものについては、労働基準法の災害補償の事由に相当する部分に限る）が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は C に対し、その請求に基づいて行われる。
- 3 介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であって厚生労働省令で定める程度のものにより、 D 介護を要する状態にあり、かつ、 D 介護を受けているときに、当該介護を受けている間（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設に入所して同法に規定する生活介護を受けている間、病院又は診療所に入院している間等を除く。）、 E に対して、その請求に基づいて行われる。

選択肢

- | | | |
|---------------|---------------|-----------|
| ① 一次健康診断等給付 | ② 介護を行う者 | ③ 介護を行う親族 |
| ④ 健康管理給付 | ⑤ 厚生労働省令で定める | |
| ⑥ 厚生労働省令で定める者 | ⑦ 厚生労働大臣が定める者 | |
| ⑧ 三親等内の親族 | ⑨ 常 時 | ⑩ 常時又は随時 |
| ⑪ 常態として | ⑫ 傷病補償給付 | ⑬ 傷病補償年金 |
| ⑭ 葬祭料 | ⑮ 葬祭を行う者 | ⑯ 葬祭を行う親族 |
| ⑰ 当該労働者 | ⑱ 特別加入者給付 | |
| ⑲ 二次健康診断等給付 | ⑳ 予防健康診断等給付 | |

[H19]

〔択一式〕

〔問 1〕 次の記述のうち、正しいものはどれか。

なお、以下において、「労災保険法」とは「労働者災害補償保険法」のことであり、「労災保険」とは「労働者災害補償保険」のことである。

- A 試みの使用期間中で雇入れ後14日未満の者には、労災保険法は適用されない。
- B 派遣労働者は、派遣元事業主に雇用される労働者であるが、派遣先の指揮命令を受けて従事した労働によって生じた業務災害については、派遣先を労災保険の適用事業として保険給付が行われる。
- C 労災保険の保険給付は、いずれも、その事由が生じた場合に、当該保険給付を受けることができる者からの請求に基づいて行われる。
- D 中小事業主及び一人親方等の特別加入者は、適用事業に使用される労働者とみなされ、労災保険のすべての保険給付が行われる。
- E 事業主が労災保険に係る保険関係の成立の届出をせず、保険料を納付していない場合であっても、その事業に使用される労働者が労災保険法第7条第1項に定める保険給付の受給を制限されることはない。この場合において、政府は、所定の価額の限度で、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を当該事業主から徴収することができることとされている。

〔H20-1〕

雇用保険法

〔選択式〕

次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について A が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の B を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。
- 2 63歳で定年に達したことにより離職した受給資格者の場合、その離職に係る基本手当は、原則として、当該離職の日の翌日から起算して C の期間内における D について、所定給付日数に相当する日数分を限度として支給される。当該受給資格者が上記期間内に疾病により引き続き30日以上職業に就くことができず、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、 C に当該理由により職業に就くことができない日数が加算されるが、その加算された合計の期間が E を超えるときは、 E が上限となる。

なお、本問の受給資格者は雇用保険法第22条第2項に規定する「厚生労働省令で定める理由により就職が困難なもの」に当たらず、また、上記疾病については傷病手当の支給を受ける場合を除くものとする。

— 選択肢 —

- | | | | |
|----------------|---------------|----------|---------|
| ① 1年 | ② 1年と30日 | ③ 1年と60日 | ④ 1年6か月 |
| ⑤ 2年 | ⑥ 3年 | ⑦ 4年 | ⑧ 5年 |
| ⑨ 各 日 | ⑩ 求職活動を行った日 | | |
| ⑪ 幸福追求権の保障 | ⑫ 雇用の継続 | | |
| ⑬ 再就職 | ⑭ 失業している日 | | |
| ⑮ 職業生活と家庭生活の両立 | ⑯ 所定労働日に相応する日 | | |
| ⑰ 人的資源の活用 | ⑱ 生活及び雇用の安定 | | |
| ⑲ 人たるに値する生活の実現 | ⑳ 労働条件の維持 | | |

[H22]

労働保険料徴収法

〔択一式〕

〔問 1〕 労災保険率等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 個々の事業に対する労災保険率の適用は、事業主が同一人であって業種が異なる二以上の部門が場所的に分かれ、それぞれ独立した運営が行われている場合には、常時使用される労働者の数が最も多い部門の業種に応ずる労災保険率を適用する。
- B 雇用保険率は、労働保険徴収法第12条第4項において原則の料率が定められているが、毎会計年度において、雇用保険の財政状況に応じて一定範囲内において弾力的に変更ができる仕組みがとられ、平成26年度の雇用保険率は、一般の事業では、1,000分の15.5とされている。
- C 第1種特別加入保険料率は、特別加入の承認を受けた中小事業主等が行う事業に適用される労災保険率から、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去3年間に発生した通勤災害に係る災害率を考慮して厚生労働大臣の定める率を減じた率とされている。
- D 第2種特別加入保険料率は、一人親方等の特別加入者に係る事業又は作業と同種若しくは類似の事業又は作業を行う事業についての業務災害及び通勤災害に係る災害率（一定の者に関しては、当該同種若しくは類似の事業又は当該同種若しくは類似の作業を行う事業についての業務災害に係る災害率）、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める。
- E 第3種特別加入保険料率は、海外派遣者が海外において従事している事業と同種又は類似の日本国内で行われている事業についての業務災害及び通勤災害に係る災害率、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定めるとされ、平成26年度の厚生労働大臣の定める率は、事業の種類にかかわらず一律に1,000分の5とされている。

〔H26-10〕

国民年金法

〔選択式〕 次の文中の の部分を国民年金法に基づいて選択肢の中の適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 保険料納付済期間又は保険料免除期間（いわゆる「学生納付特例」又は「若年者納付猶予」の期間を除く。）を有する者であって、 A であるもの（ B でないものに限るものとし、法附則第9条の2の2第1項に規定する老齢基礎年金の一部の支給繰上げの請求をすることができるものを除く。）は、当分の間、 C に達する前に、厚生労働大臣に老齢基礎年金の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、当該請求があった日の前日において、当該請求に係る者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たないときは、この限りでない。
- 2 老齢基礎年金の受給権を有する者であって66歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかったものは、厚生労働大臣に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が C に達したときに、他の年金給付（ D を除く。以下同じ。）若しくは被用者年金各法による年金たる給付（ E を支給事由とするものを除く。以下同じ。）の受給権者であったとき、又は C に達した日から66歳に達した日までの間において他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付の受給権者となったときは、この限りでない。

選択肢

- | | | |
|-----------|-------------|--------------|
| ① 障 害 | ② 65歳 | ③ 第1号被保険者 |
| ④ 遺 族 | ⑤ 付加年金 | ⑥ 国民年金基金加入員 |
| ⑦ 脱退一時金 | ⑧ 受給権を取得した者 | ⑨ 60歳以上65歳未満 |
| ⑩ 66歳 | ⑪ 死亡又は障害 | ⑫ 特例適用者 |
| ⑬ 年金支給開始日 | ⑭ 60歳未満 | ⑮ 老齢又は退職 |
| ⑯ 寡婦年金 | ⑰ 59歳 | ⑱ 加給年金 |
| ⑲ 被扶養配偶者 | ⑳ 任意加入被保険者 | |

〔H21〕

M E M O

労働基準法及び安全衛生法【解答】

〔選択式〕 最一小平成25. 6. 6 八千代交通事件、平成20. 9. 9 基発0909001号。

安衛法66条の5, 1項、安衛法80条。

- A (16) 含まれるもの
- B (10) 時間単価に換算した賃金額
- C (13) 重要な要素
- D (5) 衛生委員会若しくは安全衛生委員会
- E (6) 勧奨する

〔択一式〕

〔問 1〕 正解 A

- A ○ 法5条。設問の通り正しい。
- B × 法6条、法121条、昭和23. 3. 2 基発381号、昭和34. 2. 16 33基収8770号。
法6条の違反行為の主体は、個人、団体又は公人たると私人たるとを問わい。
設問の場合については、法人のために実際の介入行為を行った行為者たる
従業員が処罰の対象となる。
- C × 法7条、昭和22. 11. 27基発399号。法7条の規定における給与に関しては、
有給たると無給たるとは当事者の自由に委ねられており、当該労働時間に
対応する賃金を支払うことは義務づけられていない。
- D × 平成11. 3. 31基発168号。「事業」とは、工場、鉱山、事務所、店舗等
のように一定の場所において相関連する組織の下に業として継続的に行わ
れる作業の一体をいうのであって、必ずしもいわゆる経営上一体をなす支
店、工場等を総合した全事業を指称するものではない。また、一の事業で
あるか否かは、主として場所的観念によって決定すべきもので、同一の場
所にあるものは原則として分割することなく1 個の事業とし、場所的に分
散しているものは原則として別個の事業とすることとされている。
- E × 法10条。労働基準法で「使用者」とは、事業主又は事業の経営担当者

その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。

労働者災害補償保険法【解答】

〔選択式〕〔1〕（労災法2条の2、7条1項、12条の8,2項、4項、21条、26条、29条1項、特支則1条）

- A (19) 二次健康診断等給付
- B (13) 傷病補償年金
- C (15) 葬祭を行う者
- D (10) 常時又は随時
- E (17) 当該労働者

〔択一式〕

〔問 1〕 正解 E 労災保険法31条1項1号、2号。設問の通り正しい。

- A 労災保険法3条1項。設問の試みの使用期間中の者であっても、適用事業に使用される限り労災保険法は適用される。
- B 労災保険法3条1項。昭和61.6.30基発383号。派遣労働者については「派遣元」を労災保険の適用事業として保険給付が行われる。
- C 労災保険法12条の8,3項、法23条、労災保険法施行規則18条の2,1項、則18条の13,2項。傷病補償年金及び傷病年金については保険給付を受けることができる者からの請求ではなく「所轄労働基準監督署長の職権」により支給決定される。
- D 労災保険法35条1項カッコ書、労災保険法施行規則46条の22の2、平成13.3.30基発233号。二次健康診断等給付は特別加入者には支給されず、また、一人親方等の特別加入者のうち、住居と就業の場所との間の往復の状況等を考慮して厚生労働省令で定める者（個人タクシー業者等）については通勤災害に係る保険給付が行われない。

雇用保険法【解答】

〔選択式〕〔1〕（法1条、法20条1項1号、則30条1号）

- A（12）雇用の継続
- B（18）生活及び雇用の安定
- C（1）1年
- D（14）失業している日
- E（7）4年

労働保険料徴収法【解答】

〔択一式〕

〔問 1〕 正解 D

- A × 平成12.2.24発労徴12号・基発94号、平成15.3.25基発0325008号。
設問の場合には、それぞれの部門が独立して一の事業として取り扱われ、それぞれの部門ごとに、その事業の種類ごとに定められた労災保険率が適用される。
- B × 法12条4項、5項、平成26.1.27厚労告14号。設問文中の「1,000分の15.5」は、正しくは「1,000分の13.5」である。
- C × 法13条。設問文中の「過去3年間に発生した通勤災害に係る災害率」は、正しくは「過去3年間の二次健康診断等給付に要した費用の額」である。
- D ○ 法14条1項。設問の通り正しい。なお、第2種特別加入保険料率は、現在、最高1000分の52から最低1000分の3の範囲内で定められている。
- E × 法14条の2、1項、則23条の3。設問文中の「1,000分の5」は、正しくは「1,000分の4」である。

国民年金法【解答】

〔選択式〕〔1〕 （法28条1項、法附則9条1項カッコ書、法附則9条の2, 1項、(16)法附則19条4項)

- A (9) 60歳以上65歳未満
- B (20) 任意加入被保険者
- C (2) 65歳
- D (5) 付加年金
- E (15) 老齢又は退職



TAC